

(家庭福祉課 関連資料)



里親登録数等（都道府県市別）

（資料1）

番号	都道府県名	里親(全体)			うち専門里親			うち親族里親	
		登録 里親数	委託 里親数	委託 児童数	登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数
1	北海道	472	194	290	28	4	4	9	10
2	青森県	116	35	44	13	2	2	5	7
3	岩手県	145	34	42	4	1	1	5	8
4	宮城県	75	26	33	3	-	-	4	4
5	秋田県	101	25	28	4	1	1	4	6
6	山形県	109	13	17	6	1	2	-	-
7	福島県	161	37	46	1	1	1	1	1
8	茨城県	144	57	90	4	2	2	1	1
9	栃木県	191	59	76	10	1	1	12	19
10	群馬県	134	41	66	3	3	-	3	5
11	埼玉県	312	95	113	18	3	3	-	-
12	千葉県	247	115	149	17	1	1	15	22
13	東京都	584	293	406	13	-	-	1	1
14	神奈川県	174	68	87	16	5	3	3	3
15	新潟県	172	51	67	3	1	1	20	29
16	富山県	61	9	15	5	-	-	-	-
17	石川県	33	9	11	2	-	-	3	4
18	福井県	53	9	10	3	-	-	2	3
19	山梨県	109	45	65	4	1	2	14	24
20	長野県	193	33	38	3	-	-	8	11
21	岐阜県	145	35	38	5	-	-	3	4
22	静岡県	214	52	75	5	-	1	4	10
23	愛知県	253	74	126	18	4	5	2	3
24	三重県	204	54	75	10	2	2	18	34
25	滋賀県	206	38	74	9	-	-	11	14
26	京都府	67	19	18	1	1	1	6	10
27	大阪府	143	37	49	5	3	3	13	21
28	兵庫県	230	82	76	15	6	6	5	7
29	奈良県	104	16	23	2	1	1	3	5
30	和歌山県	72	16	21	5	2	2	1	1
31	鳥取県	68	27	41	11	3	4	6	9
32	島根県	89	23	30	7	-	-	3	4
33	岡山県	92	27	31	15	2	2	2	4
34	広島県	107	26	33	8	1	-	1	4
35	山口県	125	36	48	18	3	5	10	15
36	徳島県	44	19	25	4	-	-	5	7
37	香川県	45	16	23	2	-	-	2	2
38	愛媛県	61	9	10	-	-	-	-	-
39	高知県	41	8	16	1	-	-	-	-
40	福岡県	109	38	61	4	-	-	8	13
41	佐賀県	44	9	11	-	-	-	5	5
42	長崎県	69	14	16	4	-	-	1	1
43	熊本県	86	32	40	12	1	1	3	4
44	大分県	111	45	62	10	2	3	1	1
45	宮崎県	112	42	55	8	1	1	4	4
46	鹿児島県	59	25	25	5	2	2	1	2
47	沖縄県	246	73	122	12	9	7	6	11
48	札幌市	123	62	93	10	3	3	-	-
49	仙台市	52	19	23	5	-	-	1	2
50	さいたま市	62	18	18	7	1	1	-	-
51	千葉市	38	14	20	5	3	3	2	3
52	横浜市	101	49	96	1	-	-	7	10
53	川崎市	94	45	84	10	2	3	3	5
54	新潟市	59	18	26	-	-	-	1	3
55	静岡市	83	27	26	5	1	1	2	2
56	浜松市	40	11	10	2	-	-	-	-
57	名古屋市	87	25	36	2	-	-	6	8
58	京都市	63	16	21	4	2	3	5	5
59	大阪市	94	45	93	2	2	2	11	20
60	堺市	20	5	9	-	-	-	2	3
61	神戸市	77	12	27	5	-	1	2	2
62	広島市	46	8	14	1	1	1	-	-
63	北九州市	60	21	38	7	-	-	4	6
64	福岡市	76	39	65	5	-	-	3	5
65	横須賀市	14	6	15	-	-	-	2	3
66	金沢市	13	2	2	1	1	-	-	-
計		7934	2582	3633	428	86	88	285	430

資料：福祉行政報告例[平成20年3月31日現在]

# 里親支援機関事業の概要

## 1. 事業の目的・内容

### (1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要となっているが、諸外国と比較しても日本の里親制度の普及はまだまだ進んでいない状況である。こうした状況を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図るものとする。

### (2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※3年間(平成22年度まで)経過後、既存事業の里親支援事業(里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業)及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(社会福祉法人、NPO等への委託も可能)

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2(国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

## 平成21年度の里親支援機関の設置予定状況

	都道府県市名	里親制度普及促進事業	里親委託推進・支援等事業
1	北海道		
2	青森県	○	1
3	岩手県	○	1
4	宮城県	○	
5	秋田県		
6	山形県	○	1
7	福島県		4
8	茨城県	○	1
9	栃木県	○	3
10	群馬県		
11	埼玉県	○	
12	千葉県		
13	東京都	○	1
14	神奈川県		
15	新潟県	○	
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県	○	1
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県		
23	愛知県	○	
24	三重県		
25	滋賀県	○	1
26	京都府		
27	大阪府	○	1
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	1
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県	○	
33	岡山県	○	2
34	広島県	○	3
35	山口県	○	1
36	徳島県		
37	香川県	○	1
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県	○	
41	佐賀県	○	
42	長崎県	○	
43	熊本県	○	1
44	大分県	○	2
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県	○	5
48	札幌市		
49	仙台市	○	
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	○	4
53	川崎市	○	1
54	新潟市		
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋		1
58	京都市		
59	大阪市		
60	堺市	○	1
61	神戸市	○	1
62	広島市	○	
63	北九州	○	1
64	福岡市	○	1
65	横須賀市		
66	金沢市		
	合計	36	41

資料: 家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

自立援助ホームの設置状況

(資料4)

	都道府県市名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北海道		1	
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			1
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県	1		
10	群馬県	1		
11	埼玉県	3		
12	千葉県	3		
13	東京都	17	1	
14	神奈川県	1	1	
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県	1		
21	岐阜県			
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県	1		
26	京都府			
27	大阪府	1		
28	兵庫県			
29	奈良県			
30	和歌山県		1	
31	鳥取県	4	-1	
32	島根県	1		
33	岡山県			2
34	広島県			
35	山口県	1		
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県	1		
40	福岡県			
41	佐賀県			
42	長崎県			
43	熊本県	1		
44	大分県	1		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市			
49	仙台市	1		
50	さいたま市		1	
51	千葉市	1		
52	横浜市	2		
53	川崎市			1
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋	1		
58	京都市	1		
59	大阪市	2		
60	堺市			
61	神戸市			
62	広島市			
63	北九州市	1		
64	福岡市		1	
65	横須賀市			
66	金沢市			
	合計	49	5	4

資料:家庭福祉課調べ(H21.2.1)  
 ※「H20年度新規」は予定を含む。

## 地域生活・自立支援事業（モデル事業）の概要

### 1. 事業の目的・内容

#### (1) 目的

施設を退所した者等については、就職はしたものの仕事が続かない場合や、住居等生活の基盤が確保できなくなる場合があり、こういった者に対して、社会的に自立した地域生活を継続的に営むことができるよう、きめ細かな支援を実施することを目的とする。

#### (2) 内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

なお、平成21年度はモデル事業（5か所）として実施する。

2. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 運営主体 地方公共団体、社会福祉法人、NPO等

4. 補助根拠 予算補助

5. 補助先・補助率 1/2（国1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市1/2）

小規模化の実施率の状況（都道府県市別）

（資料6）

	小規模グループケア												地域小規模児童養護施設			
	乳児院			児童養護施設			情緒障害児短期治療施設			児童自立支援施設			施設数	実施施設数	実施率	
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率				
1	北海道	2			18	8	44.4%	1			3			18	9	50.0%
2	青森県	3	1	33.3%	6	5	83.3%	-			1			6	1	16.7%
3	岩手県	2			6	5	83.3%	1			1			6	3	50.0%
4	宮城県	1			1	1	100.0%	-			1			1	1	100.0%
5	秋田県	1	1	100.0%	4	2	50.0%	-			1			4		
6	山形県	1			5	3	60.0%	-			1			5		
7	福島県	1			8	6	75.0%	-			1			8	3	37.5%
8	茨城県	2			15	6	40.0%	1			1			15	3	20.0%
9	栃木県	2			10	7	70.0%	-			1			10	4	40.0%
10	群馬県	3			6	6	100.0%	1			1			6	4	66.7%
11	埼玉県	4			19	17	89.5%	1			1			19	9	47.4%
12	千葉県	2			15	6	40.0%	-			1			15	3	20.0%
13	東京都	10	4	40.0%	52	44	84.6%	-			2			52	33	63.5%
14	神奈川県	3	1	33.3%	15	11	73.3%	-			1			15	4	26.7%
15	新潟県	1			4	1	25.0%	-			1			4	1	25.0%
16	富山県	1			3	2	66.7%	-			1			3		
17	石川県	1			4	1	25.0%	-			1			4		
18	福井県	2			5			-			1			5	1	20.0%
19	山梨県	1			6	4	66.7%	-			1			6	1	16.7%
20	長野県	4	1	25.0%	16	13	81.3%	1	1	100.0%	1			16	1	6.3%
21	岐阜県	2	1	50.0%	10	8	80.0%	1			1			10	3	30.0%
22	静岡県	1			9	7	77.8%	1			1			9	2	22.2%
23	愛知県	4	1	25.0%	17	4	23.5%	2			1			17	5	29.4%
24	三重県	2			11	6	54.5%	-			1			11	3	27.3%
25	滋賀県	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1			4	2	50.0%
26	京都府	2	1	50.0%	6	5	83.3%	1			1			6		
27	大阪府	3			22	12	54.5%	3	2	66.7%	2			22	5	22.7%
28	兵庫県	4	1	25.0%	15	7	46.7%	1			1			15	1	6.7%
29	奈良県	2	1	50.0%	6	3	50.0%	-			1			6	1	16.7%
30	和歌山県	1			7			-			1			7	1	14.3%
31	鳥取県	2	1	50.0%	5	4	80.0%	1	1	100.0%	1			5		
32	島根県	1	1	100.0%	3	3	100.0%	-			1			3		
33	岡山県	1			12	7	58.3%	1			1			12	2	16.7%
34	広島県	1			8	1	12.5%	-						8	3	37.5%
35	山口県	1			10	6	60.0%	1			1	1	100.0%	10	1	10.0%
36	徳島県	1	1	100.0%	7	2	28.6%	-			1			7		
37	香川県	1			3	1	33.3%	1			1			3		
38	愛媛県	2			10	5	50.0%	-			1			10	1	10.0%
39	高知県	1	1	100.0%	8	6	75.0%	1			1			8	1	12.5%
40	福岡県	3	3	100.0%	11	8	72.7%	1			1			11	2	18.2%
41	佐賀県	1			6	4	66.7%	-			1			6		
42	長崎県	1			11	5	45.5%	1			1			11	1	9.1%
43	熊本県	3			12	9	75.0%	1			1			12	3	25.0%
44	大分県	1			9	7	77.8%	-			1			9	1	11.1%
45	宮崎県	1	1	100.0%	9	3	33.3%	-			1			9	2	22.2%
46	鹿児島県	3			14	6	42.9%	1			1			14	1	7.1%
47	沖縄県	1	1	100.0%	8	1	12.5%	-			1			8	2	25.0%
48	札幌市	-			5	3	60.0%	-			-			5		
49	仙台市	1			4	1	25.0%	1			-			4	1	25.0%
50	さいたま市	1			2			-			-			2		
51	千葉市	1			2	1	50.0%	-			-			2	1	50.0%
52	横浜市	3	2	66.7%	7	5	71.4%	1	1	100.0%	2			7	1	14.3%
53	川崎市	1			2			-			-			2	2	100.0%
54	新潟市	-			1	1	100.0%	-			-			1		
55	静岡市	1			1			-			-			1	1	100.0%
56	浜松市	1	1	100.0%	3	3	100.0%	-			-			3		
57	名古屋市	3	1	33.3%	18	7	38.9%	1			1			18	5	27.8%
58	京都市	2	2	100.0%	7	5	71.4%	1			-			7	2	28.6%
59	大阪市	4	3	75.0%	10	5	50.0%	2			1			10	2	20.0%
60	堺市	-			4	1	25.0%	-			-			4	1	25.0%
61	神戸市	3	3	100.0%	14	8	57.1%	-			1			14		
62	広島市	1			3	2	66.7%	1			-			3	1	33.3%
63	北九州市	1	1	100.0%	6	5	83.3%	-			-			6		
64	福岡市	2	2	100.0%	3	3	100.0%	-			-			3	2	66.7%
65	横須賀市	-			1	1	100.0%	-			-			1		
66	金沢市	1			4	3	75.0%	-			-			4		
	計	120	38	31.7%	568	336	59.2%	32	6	18.8%	56	1	1.8%	568	143	25.2%

資料：家庭福祉課調べ（平成21年2月1日現在）

\* 1：各施設の施設数は福祉行政報告例（平成20年3月31日現在）

\* 2：児童自立支援施設については、国立の2施設を除く。

# 児童福祉施設基幹職員指導者養成研修プログラム 案

Aコース：子どもの権利擁護と日々の養育

Bコース：子どもの発達とアセスメント

Cコース：家族支援とソーシャルワーク

Dコース：チームアプローチとスーパーバイズ

Eコース：子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

Aコース：子どもの権利擁護と日々の養育

	科 目	研修形態	内 容	時 間
A	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における研修目標</li> <li>・研修計画の策定のあり方</li> <li>・効果的な研修のあり方</li> <li>・研修の評価と計画へのフィードバック</li> <li>・その他</li> </ul>	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイング</li> <li>・討議</li> <li>・事例検討</li> <li>・OJT (On-the-Job Training)</li> <li>・効果的な研修方法を構築する視点</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	研修計画プログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修ニーズの把握</li> <li>・研修プログラムの作成</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	子どもの権利擁護	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利</li> <li>・社会的養護における施設の役割</li> <li>・被措置児童等虐待について</li> <li>・施設における危機管理</li> <li>・虐待の再現性について</li> <li>・子どもの集団づくり</li> <li>・その他</li> </ul>	90分
	子どもの権利を守るための対応	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドボカシーについて</li> <li>・施設内人権侵害行為への対応</li> <li>・子ども同士の加害被害等の防止と対応</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	日々の養育について	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる環境</li> <li>・衣食住のもつ意味</li> <li>・養育者に求められる姿勢</li> <li>・子どもの潜在的な可能性</li> <li>・共感的理解</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	子どもを守り育ちを支える養育のあり方について	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時の心構えと対応</li> <li>・居住環境</li> <li>・食事の意味と食事環境(食育について)</li> <li>・安心できる環境構築のための工夫</li> <li>・グループ活動や行事について</li> <li>・その他</li> </ul>	180分
	関わりながらの行動観察	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的生活の中からみえてくるもの</li> <li>・共感的理解</li> <li>・子どもの潜在可能性に気づく</li> <li>・子どもの声を聴くということ</li> <li>・子どもの声にならないニーズをとらえること</li> <li>・その他</li> </ul>	180分
	生活施設における心理治療の位置づけと活用	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理治療とは何か</li> <li>・日々の養育と特別な治療技法</li> <li>・生活と心理治療との統合</li> <li>・心理職の位置づけ</li> <li>・その他</li> </ul>	90分

Bコース：子どものケアマネージメントのための発達の理解とアセスメント

	科 目	研修形態	内 容	時間
B	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体における研修目標</li> <li>・研修計画の策定のあり方</li> <li>・効果的な研修のあり方</li> <li>・研修の評価と計画へのフィードバック</li> <li>・その他</li> </ul>	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイング</li> <li>・討議</li> <li>・事例検討</li> <li>・OJT (On-the-Job Training)</li> <li>・効果的な研修方法を構築する視点</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修ニーズの把握</li> <li>・研修プログラムの作成</li> <li>・その他</li> </ul>	120分
	心身の発達（概論）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的発育</li> <li>・知的、情緒的、社会的発達の諸相</li> <li>・ライフサイクル</li> <li>・脳の発達</li> <li>・その他</li> </ul>	90分
	乳幼児期の発達	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛着形成</li> <li>・基本的信頼</li> <li>・感覚運動期</li> <li>・しつけと自律性</li> <li>・学童期の発達</li> <li>・その他</li> </ul>	90分
	思春期・青年期の発達	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期の意味</li> <li>・学童期の発達</li> <li>・心身の変化</li> <li>・自己評価と自我同一性</li> <li>・思春期に発症しやすい精神疾患</li> <li>・非行</li> <li>・その他</li> </ul>	90分
	虐待の心身への影響	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の身体的発育への影響</li> <li>・虐待の心的発達への影響</li> <li>・不適切な環境下で学んでしまうもの</li> <li>・PTSD（心的外傷後ストレス障害）</li> <li>・その他</li> </ul>	90分
	アセスメント	講義と演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントのために必要な視点</li> <li>・行動観察について</li> <li>・医学的診断について</li> <li>・心理テストについて</li> <li>・情報の整理と理解</li> <li>・理解と援助方針</li> <li>・自立援助計画</li> <li>・援助の評価</li> <li>・その他</li> </ul>	240分
	ケースカンファレンス —的確なアセスメント—	演習 創作事例をも とに検討を行 う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の明確化</li> <li>・事前資料の作成</li> <li>・進行の在り方</li> <li>・討論点の整理と援助方針</li> <li>・その他</li> </ul>	180分

Cコース：家族支援とソーシャルワーク

	科 目	研修形態	内 容	
C	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における研修目標</li> <li>研修計画の策定のあり方</li> <li>効果的な研修のあり方</li> <li>研修の評価と計画へのフィードバック</li> <li>その他</li> </ul>	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールプレイング</li> <li>討議</li> <li>事例検討</li> <li>OJT (On-the-Job Training)</li> <li>効果的な研修方法を構築する視点</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修ニーズの把握</li> <li>研修計画の立て方</li> <li>研修プログラムの作成の仕方</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	施設におけるソーシャルワーク	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルワークとは</li> <li>機関連携</li> <li>家族支援</li> <li>その他</li> </ul>	90分
	児童相談所の役割と課題	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の役割</li> <li>児童福祉司の現状と課題</li> <li>児童心理司の現状と課題</li> <li>一時保護所の現状と課題</li> <li>虐待の発見から措置に至るまで</li> <li>その他</li> </ul>	90分
	家族の抱えた問題	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的貧困</li> <li>精神疾患について</li> <li>DV (Domestic Violence)</li> <li>世代間連鎖について</li> <li>家族を支える資源について</li> <li>その他</li> </ul>	60分
	家族と地域のアセスメント	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェノグラム</li> <li>エコマップ</li> <li>情報収集の視点と整理</li> <li>リスクアセスメント</li> <li>児童相談所との情報共有</li> <li>その他</li> </ul>	180分
	親への援助	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応の姿勢と傾聴</li> <li>親のニーズの把握と協力関係作り</li> <li>対応困難な親への関わり方</li> <li>共生関係にある親子への関わり方</li> <li>家族再統合のすすめかた</li> <li>その他</li> </ul>	180分
	他機関との協働	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所との協働</li> <li>学校との協働</li> <li>他施設との協働</li> <li>医療機関との協働</li> <li>里親支援と協働</li> <li>要保護児童対策地域協議会との協働</li> <li>その他</li> </ul>	180分
				1080分

Dコース：チームアプローチとスーパーバイズ

	科 目	研修形態	内 容	時 間
D	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における研修目標</li> <li>研修計画の策定のあり方</li> <li>効果的な研修のあり方</li> <li>研修の評価と計画へのフィードバック</li> <li>その他</li> </ul>	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールプレイング</li> <li>討議</li> <li>事例検討</li> <li>OJT (On-the-Job Training)</li> <li>効果的な研修方法を構築する視点</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修ニーズの把握</li> <li>研修計画の立て方</li> <li>研修プログラムの作成の仕方</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	施設での援助体制	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>援助のためのサポートシステム</li> <li>記録のシステム</li> <li>情報管理システム</li> <li>カンファレンス実施のためのシステム</li> <li>緊急対応システム</li> <li>その他</li> </ul>	90分
	職員チームの力動の理解	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>チームアプローチの理解</li> <li>子どもと職員間で生じる力動の理解</li> <li>職員間で生ずる力動とチームの歪み</li> <li>チームのひずみを修復するための視点</li> <li>その他</li> </ul>	90分
	パワーストラグルの理解と職員のサポート	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の属性によるチームへの影響</li> <li>支配・服従体制から適正な管理体制への視点</li> <li>パワーハラスメント</li> <li>セクシャルハラスメント</li> <li>職員の苦情への対応</li> </ul>	90分
	職員のメンタルヘルス	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>バーンアウトについて</li> <li>うつ病を中心とした精神疾患について</li> <li>二次的外傷性ストレスについて</li> <li>虐待の再現性について</li> <li>チームアプローチについて</li> </ul>	120分
	施設でのスーパーバイズ	演習 (ロールプレイング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員への教育、指導</li> <li>ケースの進行確認</li> <li>職員の話を聴く</li> <li>職員とメンタルヘルスへの対応</li> <li>良好なチームワークの維持</li> <li>スーパーバイザーとしての資質と役割</li> <li>職員を支える上での配慮</li> </ul>	180分
	ケースカンファレンス —チームアプローチ—	演習 創作事例をもとに検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的の明確化</li> <li>事前資料の作成</li> <li>進行の在り方</li> <li>討論点の整理と援助方針</li> <li>その他</li> </ul>	180分
				1050分

Eコース：子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応

	科 目	研修形態	内 容	時 間
E	研修計画（共通）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体における研修目標</li> <li>研修計画の策定のあり方</li> <li>効果的な研修のあり方</li> <li>研修の評価と計画へのフィードバック</li> <li>その他</li> </ul>	60分
	研修技法（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールプレイング</li> <li>討議</li> <li>事例検討</li> <li>OJT (On-the-Job Training)</li> <li>効果的な研修方法を構築する視点</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	研修計画とプログラムの作成（共通）	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修ニーズの把握</li> <li>研修計画の立て方</li> <li>研修プログラムの作成の仕方</li> <li>その他</li> </ul>	120分
	入所児童の精神的・行動的な問題の理解とその対応（概論）	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所児童の精神的・行動的な問題の意味</li> <li>入所児童の精神的・行動的な問題の背景と原因</li> <li>入所児童の精神的・行動的な問題に対する適切な対応のあり方</li> <li>入所児童の集団的な問題行動の理解</li> <li>入所児童の集団的な問題行動に対する適切な対応のあり方</li> </ul>	90分
	反応性愛着障害とトラウマ	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>アタッチメントとは</li> <li>トラウマ（心的外傷）とは</li> <li>アタッチメントとトラウマの関係</li> <li>反応性愛着障害とトラウマに対する治療的アプローチについて</li> </ul>	90分
	行為障害と非行	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為障害・非行とは</li> <li>行為障害・非行の背景と原因</li> <li>行為障害・非行への生活支援的アプローチ</li> <li>行為障害・非行への治療教育的アプローチ</li> </ul>	90分
	発達障害	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>ADHD（注意欠陥多動性障害）とは</li> <li>LD（学習障害）とは</li> <li>PDD（広汎性発達障害）とは</li> <li>発達障害児への治療教育的アプローチ</li> <li>発達障害・児童虐待・非行との関係</li> </ul>	120分
	子どもの行動上の問題への対応について	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動上の問題の発生予防</li> <li>行動上の問題発生時の初期対応</li> <li>チームアプローチ・職員間の連携</li> <li>子どもへの適切な対応のあり方</li> <li>集団による問題行動への対応について</li> </ul>	180分
	重複障害児に対するケースカンファレンス—チームアプローチ—	演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的の明確化</li> <li>事前資料の作成</li> <li>進行の在り方</li> </ul>	180分
				1050分

児童家庭支援センターの設置状況

(資料8)

	都道府県市名	H19年度	H20年度新規	H21年度新規予定
1	北海道	8		
2	青森県	1		
3	岩手県	1		
4	宮城県	1		
5	秋田県			
6	山形県	1	1	
7	福島県			
8	茨城県	2		
9	栃木県			
10	群馬県	2		
11	埼玉県	2	1	
12	千葉県	2		
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県	2		
18	福井県	3	1	
19	山梨県	1		
20	長野県			
21	岐阜県	3		
22	静岡県	1		
23	愛知県			
24	三重県	1		
25	滋賀県	1		
26	京都府	1		1
27	大阪府	1		
28	兵庫県	2		3
29	奈良県	2		
30	和歌山県			1
31	鳥取県	1		
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県	4		
36	徳島県	1		
37	香川県	1		
38	愛媛県	1		
39	高知県	2	1	
40	福岡県	1		
41	佐賀県			
42	長崎県	1		
43	熊本県	1		
44	大分県	2		
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県	1		
48	札幌市	2		1
49	仙台市			
50	さいたま市			
51	千葉市	3		
52	横浜市	1		
53	川崎市	1		
54	新潟市			
55	静岡市			
56	浜松市			
57	名古屋市	1		
58	京都市			
59	大阪市	1		
60	堺市	1		
61	神戸市	2		
62	広島市			
63	北九州市	1		
64	福岡市			
65	横須賀市			
66	金沢市	1		
	計	68	4	6

資料:家庭福祉課調べ(H21. 2. 1)

※「H20年度新規」は予定を含む。

## 児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）

### 概 要

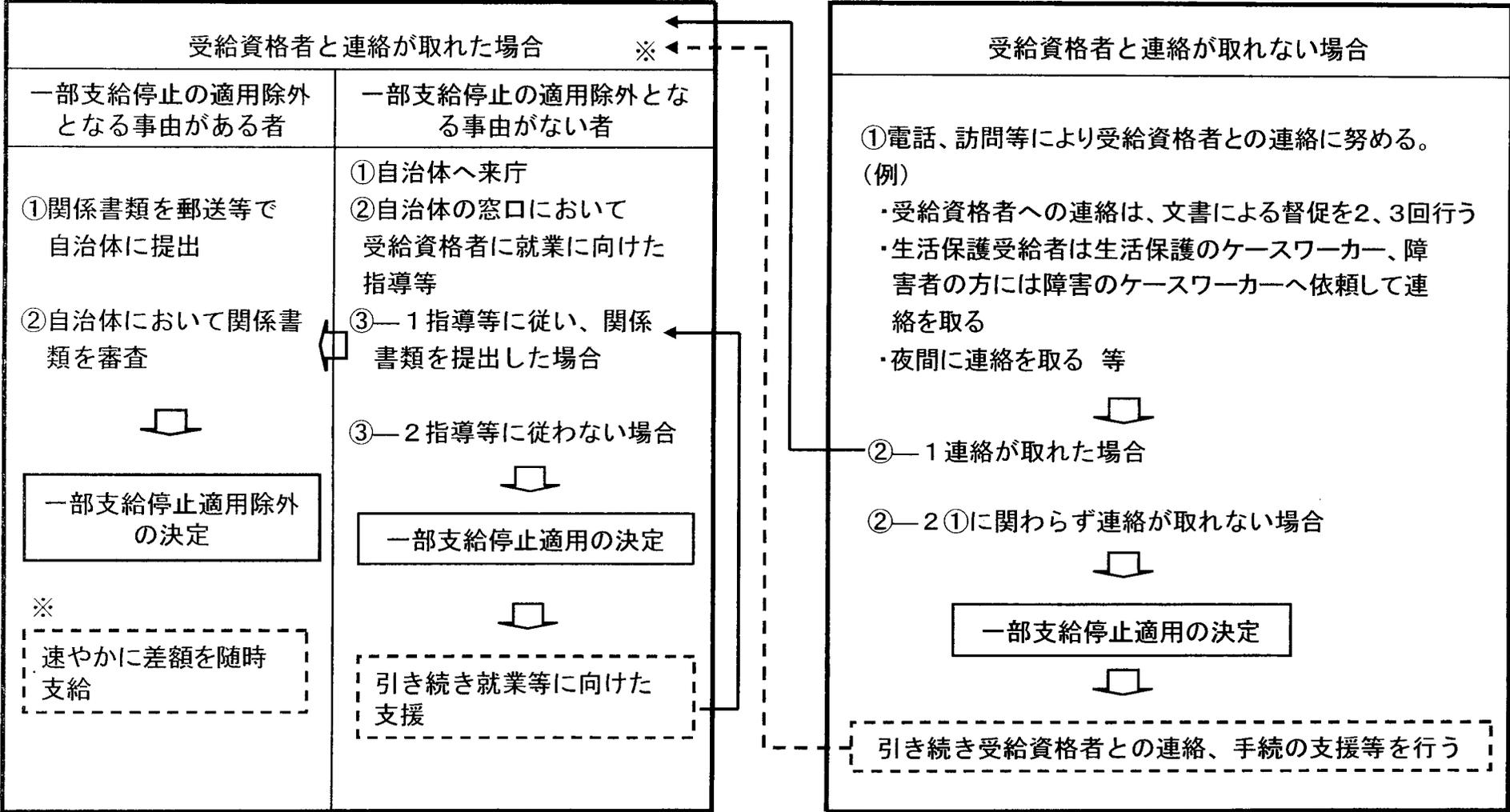
- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から受給期間が5年を超える場合に、その一部を支給停止することとされた。
  - ・ 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
  - ・ 3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、政令により、受給資格者が就業していること等の一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

### 具体的な内容

- (1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由
  - ① 就業している。
  - ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
  - ③ 身体上又は精神上的の障害がある。
  - ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
  - ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。
- (2) 一部支給停止の適用除外となるための手続き
  - 原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに、
    - (1) ①～⑤のいずれかに該当する旨を証明する書類を自治体に提出。  
(各自治体からは前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこととしている。)
  - 仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止の対象となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間はそのぼって差額支給が可能。

# 児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ (受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務)

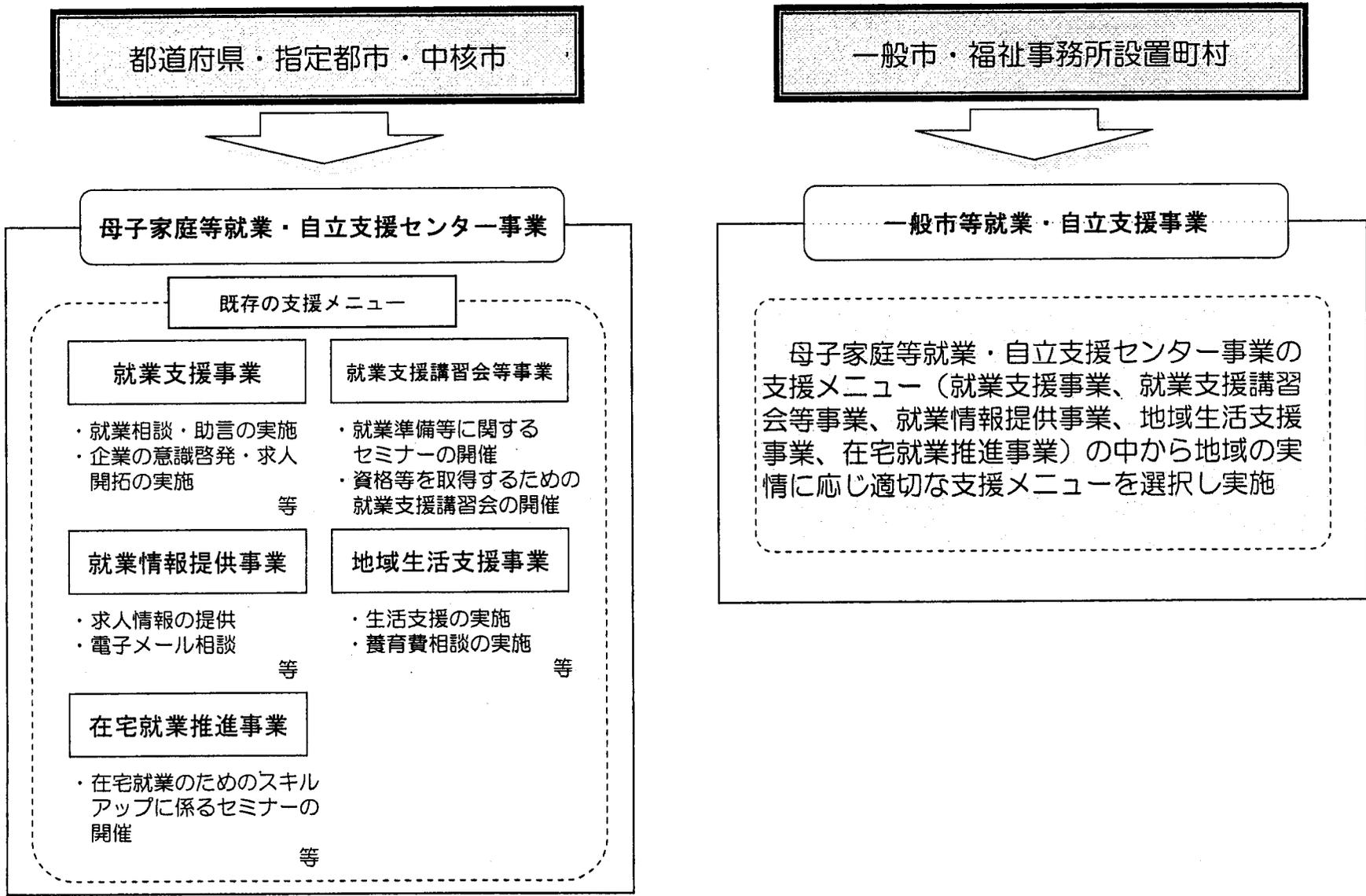
自治体から受給資格者への事前通知(5年等経過月の前々月に通知)



(注) このほか、5年等経過月以降の現況届時も同様の事務を行う。

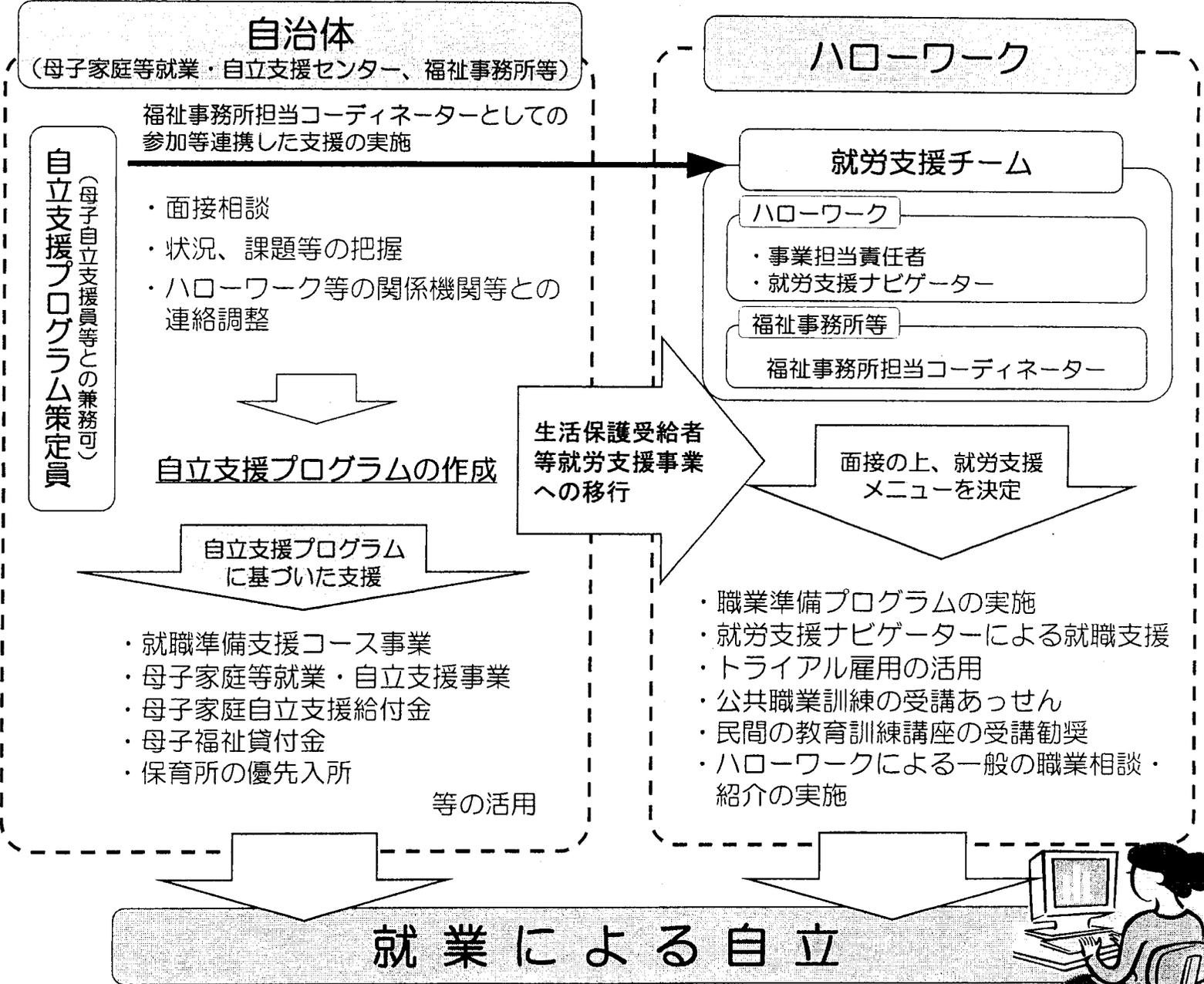
# 母子家庭就業・自立支援事業

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。



# 母子自立支援プログラム策定事業について

児童扶養手当受給者等



(資料12)

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」  
活用プログラムの活用促進について

母子寡婦福祉行政の推進につきましては、常日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

家計と子育てにおいて中心的な役割を果たさなければならない母子家庭の母等の自立支援を進めていくためには、福祉と雇用の両面から支援を行う必要があり、各関係機関等の連携が不可欠です。

生活保護受給者等就労支援事業（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象として、公共職業安定所や福祉事務所が連携を図りつつ就業支援を行う事業として、平成17年度に創設されたところであるが、本事業の実施に際しては、事業内容の周知が不足している場合や、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者に対する窓口が福祉事務所と異なる等のために、ハローワークに対する支援要請が円滑に行われない場合が見受けられることから、今般、本事業の実施の留意点等について下記のとおり整理しましたので配慮をお願いします。

また、貴管内市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、職業安定局と協議済みであるとともに、各都道府県労働局に対しては、当省職業安定局から別添により通知されていることを申し添えます。

記

1 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないように、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭

等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに児童扶養手当の支給担当者（以下「支給担当者」という。）に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

## 2 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

## 3 ハローワークに対する円滑な支援要請等

### (1) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

- ① 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。
- ② 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。
- ③ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

### (2) 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあっては、母子支援担当者が、本事業による支援が適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

(3) 母子自立支援プログラム策定事業から生活保護受給者等就労支援事業への移行について

母子自立支援プログラム策定対象者であっても、本事業へ移行することが望ましいと考えられる者については、母子自立支援プログラム策定事業実施要綱の4に定める手続きにより本事業へ移行させることが望ましいものであること。

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局就労支援室長

児童扶養手当受給者に対する「生活保護受給者等就労支援事業」の  
活用促進について

「生活保護受給者等就労支援事業」（以下「本事業」という。）については、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して福祉事務所等とハローワークの連携によって就労支援を図ることを目的として、平成17年度より実施しているところであり、その積極的な推進にご尽力いただき感謝申し上げます（平成20年3月31日付け職発第0331017号「生活保護受給者等就労支援事業について」別添「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）参照）。

本事業については、平成19年末に政府が定めた「福祉から雇用へ」推進5カ年計画において同事業による就職率を60%に引き上げることとされるなど、一層の推進が求められているところであり、20年度からは新たに、福祉事務所等とハローワークの双方において、対象者の就労意欲の向上を図るための取組などを行うこととしているところである。

このような中で、全体として児童扶養手当受給者について事業の活用が低調であるなどの傾向がみられるところから、今後下記にご留意の上、一層の推進を図るようお願いする。

記

1. 本事業は、各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」が複数の福祉事務所を統括する「福祉事務所総括コーディネーター」を通じて、又は各福祉事務所の「福祉事務所担当コーディネーター」から直接、ハローワークに対して支援要請が行われ、これに基づいて、両者で就労支援チームを構成してきめ細かな支援を行う枠組みとなっている（実施要領2、4(2)、8(1)）。

この「福祉事務所総括(担当)コーディネーター」の職務は、通常、ケースワーカーが担当していることから、生活保護受給者の場合は、比較的円滑にハローワークに対する支援要請が行われやすいが、生活保護受給者でない児童扶養手当受給者の場合は、

- ① 児童扶養手当支給窓口が福祉事務所とは異なる部署である場合などにおいて、当該児童扶養手当支給担当者(以下「支給担当者」という。)が児童扶養手当の支給手続を行う中で本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない場合があること
- ① 児童扶養手当受給者に対して自立支援プログラムを講じる「母子自立支援プログラム策定員」や、児童扶養手当受給者を含む母子家庭の母に対して各種相談支援を行う「母子自立支援員」が、福祉事務所とは異なる部署に配置されている場合などにおいて、それらの担当者が本事業による支援が適当と判断される者を把握しても、その者が実際にハローワークに対して支援要請されるまでに至らない

場合があること  
などの状況が見受けられる。

2. これらのことを踏まえ、本事業の運用に関して、雇用均等・児童家庭局を通じて各事業実施地方公共団体に対して、次の点について事務連絡を発出したところである（別添/平成20年10月22日付け事務連絡参照）。

(1) 事業内容の周知徹底

母子家庭の就業支援策については、多岐にわたっており、各支援策の所管についても、民生主管部局やハローワーク等に分かれているところであるが、母子家庭の母の就業支援を効果的に行うためには、それらの中から適切な支援策を選択・組み合わせる体制を整えておくことが必要であり、また、母子家庭の母等が相談に訪れた場所によって、入手できる情報に差違が生じないように、関係機関において情報を共有していくことが重要である。

そのため、「母子自立支援プログラム策定員」、「母子自立支援員」及び「母子家庭等就業・自立支援センター等において母子家庭の就業支援に携わる職員」（以下「母子支援担当者」と総称する。）並びに支給担当者に対して改めて本事業の内容を周知徹底すること。

特に、福祉事務所を所管する部局と、母子支援担当者又は支給担当者の所属する部局が異なる場合は、両部局間で十分連携を図り本事業の内容の周知徹底を図るとともに、母子支援担当者が母子福祉団体に委託した「母子支援家庭等就業・自立支援センター」の職員等である場合は、当該団体に対して本事業の内容の周知徹底を図ること。

(2) 福祉事務所担当コーディネーターの数及び範囲

本事業における「福祉事務所等の就労支援コーディネーター（福祉事務所担当コーディネーター）」は、1実施主体1名に限らないものであり、また、その範囲についても、福祉事務所に所属する生活保護のケースワーカーのみならず、各実施主体の実情に応じて、母子支援担当者を選任することも可能であること。

(3) ハローワークに対する円滑な支援要請等

① 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されている場合

実施主体内部で本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されている母子支援担当者は、母子家庭の母が相談に訪れた際は、母子自立支援プログラム策定事業の対象として検討するとともに、本事業による支援がより適切と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、積極的にハローワークに対し支援要請を行うこと。

ただし、その場合、本事業の円滑な実施を確保する観点から、以下の点に留意すること。

ア 福祉事務所担当コーディネーターが複数名となる場合は、各個別支援事例の担当者について明確にしておくこと。また、それぞれの個別事例について、同一の福祉事務所担当コーディネーターが最後まで担当することが望ましいこと。

イ 定期的に福祉事務所の総括コーディネーターに対して支援の実施状況について報告を行う等により、自治体側からハローワークに対して行う支援要請の全体把握が的確に行われるようにすること。

ウ ハローワークとの連携を円滑に行うため、日常的にハローワークとの情報交換・情報共有に努めること。

② 母子支援担当者が福祉事務所担当コーディネーターに選任されていない場合

母子支援担当者が本事業に係る福祉事務所担当コーディネーターとして選任されていない実施主体にあつては、母子支援担当者が、本事業による支援が適当と判断される児童扶養手当受給者を把握した場合、福祉事務所担当コーディネーターに対して積極的に連絡し、その取次ぎによってハローワークに支援要請を行う。

なおその場合、両者の情報交換を行う場を積極的に設けることなどにより、日常的な情報の共有化に配慮すること。

3. ついては、各ハローワークにおいては、以上の点を踏まえて、次に留意して事業の円滑な推進を図られるようお願いする。

(1) 母子支援担当者からの支援要請への対応

上記2. (3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合や、構成員の立場で就労支援チーム参加することがありうるので、遺漏なくこれに対応すること。

この場合、母子支援担当者から、手続き上の質問等がある場合が考えられるが、これに丁寧に対応し、事業が円滑に運ぶよう配慮すること。

(2) 母子支援担当者との連携体制

上記2. (3)によって、母子支援担当者が、ハローワークへ支援要請を行う場合は、ハローワーク側からも、当該母子支援担当者に対して事業担当責任者や就労支援ナビゲーターの氏名・連絡先等を速やかに連絡し、相互に円滑な連携を図れるような体制を作ること。

また、情報交換や情報共有のためにハローワークへ連絡や訪問があつた母子支援担当者に対しては丁寧に対応するとともに、ハローワークからも積極的に福祉事務所や母子支援担当者の担当部署へ出向いて情報交換や情報共有を行うこと。

(3) 福祉サイドの支援要請担当者名簿の整理

各ハローワークは、別添様式を参考例とした任意様式により福祉サイドの支援要請担当者の氏名・連絡先等を整理し、相互に円滑な連携を図ることができるようにすること（20年度においては11月末までを目途に整理し、また毎年度4月末を目途に名簿を更新することが望ましい）。

(4) 福祉サイドの支援要請の体制整備の依頼

(3)によって福祉サイドの支援要請担当者名簿を整理する中で、特に、①福祉事務所を管理する部局と、母子支援担当者又は支給担当者を管理する部局が異なる場合や、②母子支援担当者を外部団体に委託した「母子家庭等就業・自立支援センター」等に配置している場合などにおいて、福祉サイドにおける支援要請の体制が十分整っていないことが判明した場合は、「都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会」等の場において、その事実を福祉部局に対して伝達する等により、支援要請の体制を整備するよう依頼すること。